

加古川市指定有形文化財の指定について

1 指定に至る経緯

令和2年11月25日（水）

泊神社から「泊神社本社棟札 1枚」の指定申請を受け付ける。

令和2年11月27日（金）

第2回文化財審議委員会で、申請に基づき「泊神社本社棟札 1枚」の指定について、加古川市教育委員会から文化財審議委員会に諮問し、審議が始まる。

令和3年1月19日（火）

第3回文化財審議委員会で、現地調査及び審議が行われ、「泊神社本社棟札 1枚」に「泊神社舞堂棟札 1枚」を加え、「泊神社棟札 2枚」とすることで、出席委員全員一致で「諮問のあった1件について、指定することを推薦する。」と議決される。

令和3年1月29日（金）

所有者に第3回文化財審議委員会で議決のあった内容を伝え、「泊神社舞堂棟札 1枚」を追加することの同意を得る。

令和3年2月2日（火）

文化財審議委員会から、諮問のあった1件について、新たに指定するよう指定理由書を添えて答申を受ける。

令和3年3月11日（木）

3月定例教育委員会で、加古川市文化財審議委員会からの答申に基づき議決し指定する。

2 新たに指定した文化財の内容

新指定文化財(1件)

種別	名称	数量	所有・管理者	所在地
歴史資料	<small>とまりじんじゃむなふだ</small> 泊神社棟札	2枚	泊神社	加古川町木村 658 番地

詳細は、指定理由書のとおり

(新指定)

指 定 理 由 書

とまりじんじゃむなふだ 泊神社棟札 2枚 《歴史資料》

所有者 とまり 泊神社 所在地 加古川市加古川町木村 658 番地

各 高 170cm、肩幅 50cm、下幅 46cm、板厚 2cm 木製

江戸時代 承応 2 (1653)年 5月

この2枚の大型の棟札は、承応 2 (1653)年に豊前国小倉藩の筆頭家老を務めていた宮本伊織が、泊神社の頽廃していた建物を修築した時に納めた現在の本殿である本社と現在の神楽殿である舞堂のものである。

それぞれの表面には、上段に「火不能焼、水不能漂」の願文、中段に「本社」或いは「舞堂」の文字、修築前の建物のこと、修築時に奉納した三十六歌仙扁額のこと、願主として宮本伊織とその舎弟の小原玄昌の名、下段に匠師（大工）らの名が記されている。修築前の建物については、本社が文禄 3 (1594)年、そして、舞堂が姫路藩主本多忠政の時(1617-1631)のものであったことがわかる。

裏面には、宮本伊織による 527 文字に及ぶ表白が、それぞれの棟札に同文で記されている。そこには、伊織が泊神社とその末社である米田天神社の氏子である印南郡米墮村（現在の高砂市米田町米田）の田原家出身で、剣豪として知られる宮本武蔵の養子となり宮本姓を名乗り当時の明石藩主小笠原家に仕えたことが詳しく記されており、その他、泊大明神が 17 か村の氏神であったことや、米田天神社とともに社殿を修築した経緯など、当時の泊神社のようすが記されている。

なお、舞堂の棟札は、本社の棟札と比べ表面の劣化が少なく墨書の書体が少し新しく見えることから、本社の棟札を写して作成された可能性が考えられる。

これらの棟札は、戦国時代が終わった近世初頭における泊神社の復興のようすとともに、当地出身の宮本伊織に関係する田原家や宮本武蔵らの戦国末期のようす、そして、伊織の故郷、父母、義父や主君への思いが記されているもので、この地域の社会及び文化の分野における重要な一次資料として学術的価値が高いものである。



写真1 泊神社棟札（表面）



写真2 泊神社棟札（裏面）